

令和8年度  
公益財団法人里見奨学会 研究助成 応募要項

公益財団法人里見奨学会（以下「本会」という）は創立70周年にあたり創立者里見雄二氏の業績を記念し、令和8年度より、表面に関わる分野での「環境と調和した社会の実現」に寄与する独自性の高い研究を助成します。

1. 助成対象研究

表面（界面、境界等を含む）に関わる分野での「環境と調和した社会の実現」に貢献できる独自性のある研究とします。

2. 応募資格

本会が募集を依頼する学協会に所属する日本国内の大学等公的研究機関に所属する研究者又はグループとします。

- ・グループの際にはグループを構成する研究者の名簿を提出してください。研究グループは他機関の研究者を含んでも構いません。但し、代表者は全研究者の研究等の管理をお願いします。また助成金は代表者に一括して支払います。尚、グループに属する研究者は原則大学等公的研究機関に所属する必要があります。
- ・過去にこの助成を受けた研究者は、助成研究終了後3年間は応募できません。

3. 助成額及び助成研究期間

助成額は200万円とします。

助成研究期間は原則として、助成の交付を受けた年の4月から翌年3月末の1年間としますが最長2年間まで可能とし、その場合助成は複数年にわたり費消することができます。

- ・助成金は、人件費及び接待費は除く研究費として使用してください。但し、当該研究遂行のためだけに一時的に研究に従事する者の人件費としての使用は可能です。
- ・大学等の研究支援経費等（間接経費）への支出は想定していませんが、間接経費に充当する場合は必要最低限としてください。また支出する際は助成金の中から支払ってください。
- ・会計報告においては証憑の添付は要しませんが、研究終了後5年間の保管が必要です。

4. 応募要領及び期限

所定の申請書に所属研究機関の上長の推薦書を添付の上、本会が募集を依頼する学協会へ各学協会が定める日までに応募してください。当会へ直接の応募は受け付けません。

5. 選考、決定

本会が募集を依頼する学協会から候補者の推薦を受け、里見奨学会研究助成審査委員会で審査し、令和9年3月理事会で決定後、速やかに連絡します。

- ・採用した研究テーマ、研究者名は奨学会ホームページ等にて公開します。

6. 助成金振込

令和9年3月末日までに所属研究機関へ助成金を研究費として振り込みます。

## 7. 外部発表

研究助成を受けた研究の成果を外部発表する場合は、「公益財団法人 里見奨学会研究助成 (The SATOMI Scholarship Foundation)」を受けたことを明記願います。

## 8. 知的財産権

知的財産権は各所属機関の取り扱いに準じます。

(里見奨学会は成果に対する権利は主張せず、義務は負いません。)

## 9. 成果報告

研究の成果報告及び会計報告を助成金の交付を受けた翌年4月末までに提出してください。

- ・成果報告書の提出がない場合助成は取り消しとなり、助成金の返還を求めます。
- ・成果報告会を実施することもありますので出席願います。
- ・研究成果の一部は本会ホームページ等で公開します。
- ・助成金に残高があり複数年にわたり研究を実施する場合は、最終的な結果がまとまるまでは毎年4月末までに中間成果報告を行い研究終了時に最終報告をお願いします。

## 10. 助成の取消、中止及び副賞返還

以下の項目に該当する場合は助成を取消し、助成金の返還を求めることがあります。

- (1) 成果報告書の提出がない場合
- (2) 提出書類の虚偽不正が判明した場合
- (3) 助成対象の研究が中止となった場合
- (4) 助成金が定められた用途以外に使用された場合
- (5) 助成を受けた研究者が日本国内の大学等公的研究機関の所属を外れた場合
- (6) その他、理事会又は研究助成審査委員会が助成の主旨に鑑み、助成対象として相応しくないとき

## 11. 申請にあたって

- (1) 申請においては、署名又は捺印がある申請書及び推薦書の原本と電子ファイルを所属学協会を通じて里見奨学会宛送付願います。
- (2) 申請書類は、里見奨学会研究助成審査の目的のみで使用します。
- (3) 申請書類は、いかなる場合も返却できませんのでご了承ください。

以上

### 成果報告提出先

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-16-8 第2パーカービル5階  
公益財団法人 里見奨学会  
研究助成担当  
(TEL03-3278-4568)

尚、成果報告は下記アドレスへのメールで送付してください。

e-mail: shogakukai@satomi-s.or.jp